

ケアレジデンス東山

重要事項説明書

＜令和6年9月1日 現在＞

1.施設経営法人

法人名	社会福祉法人 慶成会
法人所在地	浜松市中央区大山町 2857-1
9 電話番号	(053) 438-5001
代表者氏名	小澤 優
設立年月日	平成6年11月11日

2.ご利用施設

施設・サービスの種類	軽費老人ホーム 地域密着型特定施設入居者生活介護（2297200426）
運営の方針	利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営み、安心して生き生きと明るく生活ができるようにすることを目的とする。
事業所の名称	ケアレジデンス東山
事業所の所在地	浜松市中央区大山町 2957-1
電話番号	(053) 420-7001
管理者氏名	小澤 優
開設年月日	平成24年6月1日
入所定員	29名

3.居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、1人部屋です。

居室・設備の種類	室数	備考
居室（個室）	29	
浴室	3	リフト浴1台設置
食堂	3	
機能訓練室	1	

※ 上記は厚生労働省が定める基準により、地域密着型特定施設入居者生活介護に設置が義務付けられている施設・設備です。

居室の変更について：利用者から居室の変更希望があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やその家族等と協議のうえ決定するものとします。

4.職員の配置状況

当施設では、利用者に対して地域密着型特定施設入居者生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<職員の配置状況>

職種	員数	備考
管理者	1名	
生活相談員	1名	
介護職員	10名以上	
看護職員	1名以上	
機能訓練指導員	1名以上	
計画作成担当者	1名以上	
栄養士	1名	

5.施設の利用にあたっての留意事項

施設を利用するにあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 飲酒は健康を害さない程度かつ、周囲に迷惑がかからない範囲で可能としますが、居室以外の飲酒は原則禁止とします
- (2) 施設内での喫煙は原則禁止とします
- (3) 火気の取扱いは原則禁止とします
- (4) 職員の許可を得て、設備、備品の利用をするものとします
- (5) 職員の許可を得て、所持品、備品等の持ち込みは原則自由とします
- (6) 金銭、貴重品は各自の管理とします
- (7) 宗教活動は原則禁止とします
- (8) ペットの持ち込みは原則禁止とします
- (9) 他の利用者への営利行為、宗教の勧誘は禁止とします
- (10) 特定の政治活動は禁止とします
- (11) 他の利用者への迷惑行為は禁止とします

6.非常災害対策

- (1) 施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員周知するものとします
- (2) 施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします

7-1 軽費老人ホームにおけるサービスと利用料金

軽費老人ホームでは利用者に対して以下のサービスを提供します。

<サービスの概要>

- ①食事の提供
- ②入浴等の準備

- ③生活相談及び援助
- ④社会生活上の便宜の供与
- ⑤日常生活上必要な便宜の提供
- ⑥健康の保持
- ⑦個別的な選択によるサービス

<サービス利用料金>

①基本利用料

別紙 1 1.基本料金（月額）を参照

②個別的な選択によるサービス利用料

別紙 1 2. 個別的な選択によるサービス利用料を参照

③利用者の選定により提供される介護、その他の日常生活上の便宜に要する費用

- ・実費

④各居室で使用される電気料金及び水道代

- ・電気料金は個別のメーターによる実費
- ・水道代は月額 1,220 円の定額制

⑤レクリエーション、クラブ活動、行事参加での材料費、外食代等は実費

⑥保証金

- ・退去時の原状回復費用及び利用料が滞納された場合の費用として 300,000 円

7-2.地域密着型特定施設入居者生活介護におけるサービスと利用料金

地域密着型特定施設入居者生活介護では、利用者に対して以下のサービスを提供します。提供するサービスについては（1）と（2）があります。

（1）介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 7～9 割）が介護保険から給付されます。

<介護度別サービス一覧表>

	薬 管 理	ゴ ミ 捨 て	食 堂 へ の 付 き 添 い	居 室 清 掃	洗 濯	入 浴 介 助	ト イ レ 介 助	失 禁 介 助	食 事 介 助	寝 返 り 介 助	重 度 認 知 症 介 助	夜 間 の 巡 視
要介護 1	○	○	必要に 応じ	週 1	週 2	週 2	必要に 応じ	必要に 応じ	必要に 応じ	○	必要に 応じ	必要に 応じ
要介護 2	○	○	必要に 応じ	週 1	週 2	週 2	○	○	必要に 応じ	必要に 応じ	必要に 応じ	必要に 応じ
要介護 3	○	○	○	週 1	週 2	週 2	○	○	必要に 応じ	必要に 応じ	必要に 応じ	必要に 応じ
要介護 4	○	○	○	週 1	週 2	週 2	○	○	○	必要に 応じ	○	必要に 応じ
要介護 5	○	○	○	週 1	週 2	週 2	○	○	○	必要に 応じ	○	必要に 応じ

※ 身体的・精神的状態と要介護状態区分に明らかな差異がある場合においては、上記一覧表の区分以上の必要なサービスを一時的に行うこととしますが、その場合要介護状態区分の変更申請を行っていただくことがあります。

<サービスの概要>

①食事介助

- ・栄養並びに利用者の身体の状態を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食 7:30~8:30 昼食 12:00~13:00 夕食 18:00~19:00

②入浴介助

- ・入浴又は清しきを1週間に2回以上行います。
- ・一般浴槽で入浴できない方はリフト浴を使用して入浴することができます。

③排せつ介助

- ・排せつの自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・利用者の要介護状態区分に応じ必要な支援を行います。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金>

①地域密着型特定施設入居者生活介護基本サービス費

別紙2 2.介護保険利用料

①地域密着型特定施設入居者生活介護基本サービス費(月額)を参照

②地域密着型特定施設入居者生活介護加算サービス費

別紙2 2.介護保険利用料

②加算(月額)及び③加算(月額)を参照

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①利用者の選定により提供される介護、その他の日常生活上の便宜に要する費用

- ・実費

②おむつ代

- ・実費

③人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料

別紙2 3. 人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料を参照

④個別的な選択によるサービス利用料

別紙 2 4.個別的な選択によるサービス利用料を参照

⑤各居室で使用される電気料金及び水道代

- ・電気料金は個別のメーターによる実費
- ・水道代は月額 1,220 円の定額制

⑥軽費老人ホームの利用料

別紙 2 1.基本利用料（月額）を参照

⑦レクリエーション、クラブ活動、行事参加での材料費、外食代等は実費

⑧保証金

- ・退去時の原状回復費用及び利用料が滞納された場合の費用として 300,000 円

(3) 利用料金のお支払い方法

利用料は月末締めで1か月ごとにまとめて請求いたしますので、次のいずれかの方法によりお支払い下さい。

なお、利用料の受領にかかわる領収書等については、利用料の支払いを受けた後、翌月請求分と一緒に差し上げます。ただし、現金払いの場合はその場で発行いたします。

支払い方法	支払要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月 27 日（祝祭日の場合は翌営業日）に、利用者が指定する口座より引き落とします。
銀行振込み	サービスを利用した月の翌月 25 日までに、事業者が指定する口座にお振り込み下さい。
現金払い	サービスを利用した月の翌月 25 日までに、現金でお支払下さい。

8.事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の市町村、その家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9.苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けいたします。

事業所相談窓口	受付時間	月曜日～金曜日（年末年始を除く）
	電話番号	(053) 420-7001
	苦情受付担当者	尾崎 大祐
	苦情解決責任者	小澤 優

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	浜松市介護保険課	(053) 457-2787
	浜松市中央福祉事業所 長寿支援課 西行政センター内	(053) 597-1119
	静岡県国民健康保険団体連合会	(054) 253-5590

10.提供するサービスの第三者評価の実施状況

- (1) 実施年月日 平成 31 年 1 月 24 日
- (2) 実施評価機関名 株式会社第三者評価機構 静岡評価調査室
- (3) 評価結果の開示状況 施設玄関に備え置くとともにインターネット上でも公開しています。
(静岡県／平成 30 年度福祉サービス第三者評価結果公表で検索)

別紙 1

ケアレジデンス東山（一般入所者）利用料一覧表

1.基本利用料（月額）

	対象収入による階層区分	サービスの提供に要する費用	生活費	居住に要する費用	合計
1	1,500,000 円以下	10,000	48,767	50,400	109,167
2	1,500,001 円 ～ 1,600,000 円	13,000	48,767	50,400	112,167
3	1,600,001 円 ～ 1,700,000 円	16,000	48,767	50,400	115,167
4	1,700,001 円 ～ 1,800,000 円	19,000	48,767	50,400	118,167
5	1,800,001 円 ～ 1,900,000 円	22,000	48,767	50,400	121,167
6	1,900,001 円 ～ 2,000,000 円	25,000	48,767	50,400	124,167
7	2,000,001 円 ～ 2,100,000 円	30,000	48,767	50,400	129,167
8	2,100,001 円 ～ 2,200,000 円	35,000	48,767	50,400	134,167
9	2,200,001 円 ～ 2,300,000 円	40,000	48,767	50,400	139,167
10	2,300,001 円 ～ 2,400,000 円	45,000	48,767	50,400	144,167
11	2,400,001 円 ～ 2,500,000 円	50,000	48,767	50,400	149,167
12	2,500,001 円 ～ 2,600,000 円	57,000	48,767	50,400	156,167
13	2,600,001 円 ～ 2,700,000 円	64,000	48,767	50,400	163,167
14	2,700,001 円 ～ 2,800,000 円	71,000	48,767	50,400	170,167
15	2,800,001 円 ～ 2,900,000 円	78,000	48,767	50,400	177,167
16	2,900,001 円 ～ 3,000,000 円	85,000	48,767	50,400	184,167
17	3,000,001 円 ～ 3,100,000 円	92,000	48,767	50,400	191,167
18	3,100,001 円以上	99,500	48,767	50,400	198,667

(注 1) この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注 2) 11月から3月まで冬季加算額として2,168円を加算。

2.個別的な選択によるサービス利用料

区分	単位	費用	備考	
通院介助／同行 6：00～8：00	1時間未満	3,000円	別途往復交通費は実費 救急搬送時は左記金額に準じることとする	
	以降30分毎	1,500円		
通院介助／同行 8：00～18：00	1時間未満	2,500円		
	以降30分毎	1,250円		
通院介助／同行 18：00～22：00	1時間未満	3,000円		
	以降30分毎	1,500円		
通院介助／同行 22：00～6：00	1時間未満	4,000円		
	以降30分毎	2,000円		
外出時の同行	1時間未満	2,500円		別途往復交通費は実費
	以降30分毎	1,250円		
入退院手続き	1件	500円	別途往復交通費は実費	
買物代行	30分未満	500円	週1回施設全体のものは無料	
	以降30分毎	500円		
各種手続代行	1時間	1,000円	別途往復交通費は実費	
	以降30分毎	500円		

※緊急時以外のサービス利用は事前申し込みが必要となります。

3.その他の利用料

- 1) 居室に係る電気料金（使用量により負担）
- 2) 居室に係る水道料金（定額 1,220円）

4.保証金

- 1) 退去時における居室の原状回復費用及び利用料が滞納された場合の費用（300,000円）

別紙 2

ケアレジデンス東山（指定地域密着型特定施設入居者生活介護）利用料一覧表

1.基本利用料（月額）

	対象収入による階層区分	サービスの提供に要する費用	生活費	居住に要する費用	合計
1	1,500,000 円以下	10,000	48,767	50,400	109,167
2	1,500,001 円 ～ 1,600,000 円	13,000	48,767	50,400	112,167
3	1,600,001 円 ～ 1,700,000 円	16,000	48,767	50,400	115,167
4	1,700,001 円 ～ 1,800,000 円	19,000	48,767	50,400	118,167
5	1,800,001 円 ～ 1,900,000 円	22,000	48,767	50,400	121,167
6	1,900,001 円 ～ 2,000,000 円	25,000	48,767	50,400	124,167
7	2,000,001 円 ～ 2,100,000 円	30,000	48,767	50,400	129,167
8	2,100,001 円 ～ 2,200,000 円	35,000	48,767	50,400	134,167
9	2,200,001 円 ～ 2,300,000 円	40,000	48,767	50,400	139,167
10	2,300,001 円 ～ 2,400,000 円	45,000	48,767	50,400	144,167
11	2,400,001 円 ～ 2,500,000 円	50,000	48,767	50,400	149,167
12	2,500,001 円 ～ 2,600,000 円	57,000	48,767	50,400	156,167
13	2,600,001 円 ～ 2,700,000 円	64,000	48,767	50,400	163,167
14	2,700,001 円 ～ 2,800,000 円	66,600	48,767	50,400	165,767

(注 1) この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注 2) 11 月から 3 月まで冬季加算額として 2,168 円を加算。

2.介護保険利用料

自己負担額は、「介護保険負担割合証」の割合に応じた額となります。

①地域密着型特定施設入居者生活介護基本サービス費（日額）

	基本サービス費	介護保険から給付される金額（9割）	利用者自己負担額（1割）
要介護 1	5,536 円 (546 単位)	4,982 円	<u>554 円</u>
要介護 2	6,225 円 (614 単位)	5,602 円	<u>623 円</u>
要介護 3	6,945 円 (685 単位)	6,250 円	<u>695 円</u>
要介護 4	7,605 円 (750 単位)	6,844 円	<u>761 円</u>
要介護 5	8,314 円 (820 単位)	7,482 円	<u>832 円</u>

②加算（日額）

	加算サービス費	介護保険から給付される金額（9割）	利用者自己負担額（1割）
個別機能訓練加算（Ⅰ）	121 円 (12 単位)	108 円	<u>13 円</u>
夜間看護体制加算（Ⅱ）	91 円 (9 単位)	81 円	<u>10 円</u>
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	223 円 (22 単位)	200 円	<u>23 円</u>
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	182 円 (18 単位)	163 円	<u>19 円</u>
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	60 円 (6 単位)	54 円	<u>6 円</u>
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	30 円 (3 単位)	27 円	<u>3 円</u>
退院・退所時連携加算 (入居から 30 日以内に限る)	304 円 (30 単位)	273 円	<u>31 円</u>
若年性認知症入居者受入加算	1,216 円 (120 単位)	1,094 円	<u>122 円</u>
退去時情報提供加算 (医療機関へ退去の際のみ 1 回算定)	2,535 円 (250 単位)	2,281 円	<u>254 円</u>

	加算サービス費	介護保険から給付される金額 (9割)	利用者自己負担額 (1割)
看取り介護加算 (I) (死亡日 45 日前～31 日前)	730 円 (72 単位)	657 円	<u>73 円</u>
看取り介護加算 (I) (死亡日 30 日前～4 日前)	1,460 円 (144 単位)	1,314 円	<u>146 円</u>
看取り介護加算 (I) (死亡日の前日及び前々日)	6,895 円 (680 単位)	6,205 円	<u>690 円</u>
看取り介護加算 (I) (死亡日)	12,979 円 (1,280 単位)	11,681 円	<u>1,298 円</u>

③加算 (月額)

	加算サービス費	介護保険から給付される金額 (9割)	利用者自己負担額 (1割)
協力医療機関連携加算	1,014 円 (100 単位)	912 円	<u>102 円</u>
口腔衛生管理体制加算	304 円 (30 単位)	273 円	<u>31 円</u>
口腔・栄養スクリーニング加算 (6 月に 1 回)	202 円 (20 単位)	181 円	<u>21 円</u>
個別機能訓練加算 (II)	202 円 (20 単位)	181 円	<u>21 円</u>
ADL 維持加算 (I)	304 円 (30 単位)	273 円	<u>31 円</u>
ADL 維持加算 (II)	608 円 (60 単位)	547 円	<u>61 円</u>
科学的介護推進体制加算	405 円 (40 単位)	364 円	<u>41 円</u>
高齢者施設等感染対策向上加算 (II)	50 円 (5 単位)	45 円	<u>5 円</u>
新興感染症等施設療養費 (療養期間の連続 5 日を限度とする)	2,433 円 (240 単位)	2,189 円	<u>244 円</u>
生産性向上推進体制加算 (II)	101 円 (10 単位)	90 円	<u>11 円</u>
介護職員等処遇改善加算 II	利用単位数の合計に 1,000 分の 122 を乗じた単 位数に 10.14 を乗じた額	左記金額に 0.9 を 乗じた額	<u>左記合計金額に 0.1 を 乗じた額</u>

※ ①、②、③の介護保険利用料については、浜松市は地域区分が「7級地」であるため、単位数に 10.14 円を乗じた金額が料金となっている。

※ 上記料金は、1回あたりの目安を表示したものである。1か月の合計で計算した場合、小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合がある。

※ 記載の加算に関しては算定要件を満たした場合にのみ算定する事とする。

3.人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料

①人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料（日額）

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
人員配置が手厚い 介護サービス料	448 円	502 円	560 円	614 円	670 円

4.個別的な選択によるサービス利用料

区分	単位	費用	備考	
通院介助／同行 6：00～8：00	1 時間未満	3,000 円	別途往復交通費は実費 救急搬送時は左記金額に準じることとする	
	以降 30 分毎	1,500 円		
通院介助／同行 8：00～18：00	1 時間未満	2,500 円		
	以降 30 分毎	1,250 円		
通院介助／同行 18：00～22：00	1 時間未満	3,000 円		
	以降 30 分毎	1,500 円		
通院介助／同行 22：00～6：00	1 時間未満	4,000 円		
	以降 30 分毎	2,000 円		
外出時の同行	1 時間未満	2,500 円		
	以降 30 分毎	1,250 円		
入退院手続き	1 件	500 円		別途往復交通費は実費
買物代行	30 分未満	500 円		週 1 回施設全体のものは無料
	以降 30 分毎	500 円		
各種手続代行	1 時間	1,000 円	別途往復交通費は実費	
	以降 30 分毎	500 円		

※緊急時以外のサービス利用は事前申し込みが必要となります。

5.その他の利用料

- 1) 居室に係る電気料金（使用量により負担）
- 2) 居室に係る水道料金（定額 1,220 円）

6.保証金

- 1) 退去時における居室の原状回復費用及び利用料が滞納された場合の費用（300,000 円）